平成２６年（フ）第２５１号
静岡県富士市広見西本町６番16号　イワサキハウス202号
債務者　仁科　擴治
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２００３号
横浜市中区長者町５丁目56番地11　千歳観光第二ビル502号室
債務者　林　　秀則
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４３号
東京都武蔵野市境２丁目20番10号高橋荘１101
債務者　藤原　次男
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０４８号
東京都町田市中町２丁目15番２号メゾン・パークス101
債務者　辻　　明仁
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６１号
静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目７番７号ファミリーハイツ103号室、前住所静岡県浜松市東区子安町329番地の14
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４８２号
静岡県浜松市中区十軒町485番地の１　リオヒクゼン202号室
債務者　原田　美恵
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
北海道旭川市末広２条４丁目１番12号　ティンバービレッジＡ―205
債務者　上田　孝二
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０３３号
東京都国分寺市本多５丁目25番22号ハイム近藤202
債務者　田村なつ美
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地6240番地５
債務者　岡村　勇希
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５１号
熊本県人吉市下林町1979番地７
債務者　椎屋　政信
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午前10時15分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５７７号
栃木県鹿沼市上野町131番地１
債務者　野沢　昌代（旧姓大門）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７９号
栃木県宇都宮市陽南４丁目６番47号　フラワー陽南202、前住所栃木県宇都宮市西川田町1092番地
債務者　野中　俊治
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０１号
栃木県宇都宮市平出町1294番地１　ヒライデコーポＢ棟305号室
債務者　横田　一男
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０６号
栃木県宇都宮市高砂町25番15号　高砂ハイツ201
債務者　大瀧　光子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１６号
栃木県鹿沼市緑町１丁目10番１号　市営住宅１号棟２号室、前住所兵庫県多可郡多可町中区高岸131番地
債務者　岩本　篤仁（旧姓西田・大前）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１７号
栃木県鹿沼市緑町１丁目10番１号　市営住宅１号棟２号室、前住所栃木県鹿沼市栄町３丁目34番地９　グランデールサカエ303
債務者　岩本　恵理（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係